スピールスサッカースクール 規約

第1条 名称

当クラブは『スピールスサッカースクール』と称し、英文では（SPEELS SOCCER SCHOOL）と表示します。

第2条 目的

当クラブはスピールスサッカースクール（以下スピールス）の事業活動を通し、会員への『ワクワク』瞬間の提供、サッカー・スポーツを通して健全で豊かな地域発展及びサッカー普及に貢献することを目的とします。

第3条 運営

当クラブは小川 美智雄が運営致します。

第4条 会員資格

サッカーを愛する方。

第5条 会員種類

会員の種類はスクール会員とチーム会員の2種類とします。

第6条入会手続き

1. 当クラブへの入会を希望される方は、所定の入会手続きを行いかつ、初月会費及び年会費を定められた方法で支払うものとします。
2. 会員資格は、初月会費及び年会費の全額支払いを完了された日に取得します。
3. 会員費及び年会費の納入方法は入会手続きの際に選択した口座振替またはクレジットカードからの引き落としとなります。

第7条 会費の滞納

3か月以上会費の納入を怠った場合、該当会員と代表 小川と相談の上処遇を決定致します。

第8条 会員資格の喪失

スピールスに対して退会を申し出たとき。

第9条 除名

スピールスは、会員が次の号のいずれか1つでも該当するときは、会員を除名することができるものとする。

1. 故意にクラブの運営を妨害したとき
2. クラブの信用を傷つける、もしくは悪意を持って他会員を傷つけたとき。

第10条 廃止

1. スピールスは、６ヶ月前に会員に通知することにより、当クラブを廃止できるものとする。
2. 前項に基づき当クラブが廃止されときは、会員は運営に対して会費及び年会費の返還、損害賠償等の一切の請求はできない。

第11条 活動について

1. 安全面・会員の健康面を考慮しての中止・その他会場の状況などおいてスクールが変更・中止となる場合があります。その際は事前にご案内させていただきます。

2. スクールが中止となった場合、原則振替予備日にスクールを開催致しますのでご参加願います。

3. 振替日予備日に参加できない場合は、他曜日にお振替頂きご参加ください。

4. 年間全曜日同一回数で開催となります。

第12条 休会

1.本スクールの休会(引き続き１ヶ月以上休む場合をいう)を希望する会員は事前に申し出るものとする。

2.休会の期間は原則3ヶ月以内としそれ以上の期間の休会を希望される場合はクラブと相談となる。

3.休会期間中の会費は無料とします。

第13条スクール生の変更事項

スクール生は、住所、連絡先等、入会手続きの際の記載事項等に変更があった場合 には、所定の方法に届け出をお願い致します。

第14条 事故怪我の補償

1. 当クラブ会員は全てスポーツ保険に加入となります。補償につきましては、スポーツ保険の範囲内の補償となります。予めご確認の上、ご承諾の方のみ活動にご参加ください。盗難、傷害その他事故が起こった際に、クラブ及びスタッフに対し、一切の損害賠償を請求しないものとします。

第15条 負傷時の対応及び免責事項

練習中の怪我については、当コーチ・スタッフが応急処置 をし、適宜必要に応じた対応を行います。補償に関しては傷害保険範囲内となります。

第16条 休校・閉鎖

天災地変、社会情勢の変化、その他通常のスクール運営を継続することが困難とな る事由が生じた時は、当クラブの活動を休校、もしくは閉鎖することがあります。

第17条 写真・映像の使用

当クラブの活動中に撮影した写真及び映像を ホームページ、SNS、その他、スピールスサッカースクールの告知に使用する場合があります。

第18条 個人情報の取り扱い

法令を遵守し、当クラブの活動目的以外には個人情報は使用しないものとします。

第19条 細則

本規約に定めのない事項は当クラブが別に定めます。

第20条

本規約は、2022 年2月1日をもって発行し、同日施行致します。